

上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業
(設計施工一括発注方式)

実施要領

令和8年5月

上島町

第1 業務概要

1 事業の名称

上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業（設計施工一括発注方式）

2 事業の目的

上島町弓削小学校屋内運動場空調設備等整備事業（設計施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）は、授業等または災害時に緊急避難所として使用する屋内運動場に空調設備、遮熱対策工事を整備することにより、快適な教育環境と避難所としての機能を確保することを目的とする。

また、事業実施にあたっては、民間事業の技術やノウハウを最大限活用し、早期の整備を実現させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

3 事業の内容

本事業は、上島町（以下「本町」という。）の弓削小学校の屋内運動場【別表1】の空調設備等の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、町との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計施工一括発注方式」により実施する。

詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

4 提案限度額

82,282,000円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

5 事業の流れ

(1) 町は、空調設備等整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。

(2) 町は、選定事業者と空調設備等整備の契約を締結し、選定事業者は当契約に基づき、空調設備等の整備を行う。

(3) 町は、契約を変更する必要がある時は、選定事業者と変更契約を締結する。

(4) 町は、空調設備等整備完了後、完了検査を行い、検査する空調設備等に問題がなければ、当該空調設備等の引渡しを受ける。

6 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

(1) 「設計業務」

ア 空調設備等の設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）

イ その他附属する業務

(2) 「施工業務」

ア 空調設備等の施工業務

イ 安全対策

ウ その他附属する業務

- (3) 「工事監理業務」
 - ア 空調設備等の工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）
 - イ その他附属する業務
- (4) 「その他共通業務」
 - ア 調査業務
 - イ 関係法令に基づく各種届出
 - ウ その他、本業務において必要となる業務

7 費用の負担

本事業における町及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

(1) 町の負担

選定事業者が行う各種調査、設計、工事監理、工事費など空調設備等の整備・引き渡しに関するもので、空調設備等を整備するうえで必要な費用

(2) 選定事業者の負担

上記(1)の町が負担する費用を除き、町が空調設備等の引き渡しを受けるまでの事業実施に要する全ての費用

8 町から貸与できる参考資料

本事業を進めるにあたり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与は参加を希望する事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。貸与資料の取り扱いは協力者以外への配布を禁止とし、取り扱いには十分注意すること。また、使用目的を終えた後には、データの消去を行うこと。

- (1) 「上島町弓削小学校屋内運動場竣工図面」（以下「竣工図面」という。）及び受変電設備に係る電気図面
- (2) その他、町が必要と認める書類

9 竣工図書の閲覧

本事業の応募期間中に、現地確認期間は設けない。応募者が図面閲覧の申請を求めた際には、以下のとおり、図面の閲覧時間を設ける。

なお、図面は「上島町弓削小学校屋内運動場竣工図面」及び受変電設備に係る電気図面とする。

(1) 閲覧期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月13日（水）まで

(2) 申込方法

「図面閲覧申請書」（様式1-1）を記入の上、令和8年5月11日（月）までに、教育委員会学校教育課へ提出すること。各応募事業者の申請内容を調整のうえ、町から図面閲覧確認日時を指定する。

10 プロポーザルスケジュール

実施要領等の公表・配布	令和8年5月1日（金）
図面閲覧申請書の提出期限	令和8年5月11日（月）
参加表明に関する質問書の受付期限	令和8年5月11日（月）
参加表明に関する質問への回答	令和8年5月13日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年5月14日（木）
実施要領等に関する質問書の受付期限	令和8年5月14日（木）
実施要領等に関する質問への回答・公表	令和8年5月18日（月）
参加表明資格審査結果通知	令和8年5月19日（火）
提案書の提出期限	令和8年6月3日（水）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年6月8日（月）
選定事業者の決定・通知・公表	令和8年6月11日（木）（予定）
仮契約	令和8年6月12日（金）（予定）
契約	令和8年6月17日（水）（予定）※6月議会承認後

第2 空調設備等整備の基本方針

1 空調設備等整備方針

空調設備等整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心で快適な教育環境の実現

生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

(2) 経済的かつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備や屋根の遮熱シートにおける長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備等整備により必要となる、設置・改良する付帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

(3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備等整備により必要となる、設置・改良する付帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。

また、空調設備等及び付帯する設備等には塩害対策を施すこと。

2 空調設備等整備の基本条件

(1) 基本事項

文部科学省「学校施設環境改善交付金」を活用して、弓削小学校の屋内運動場に空調設備及び屋根の遮熱シートを導入する。先の交付金事業について熟知した上で整備すること。

(2) 詳細事項

弓削小学校の屋内運動場に導入する熱源等の詳細は、【別表1】による。

また、受電設備の整備については、必要に応じて増設・改造での計画とし、整備の際は停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

第3 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は2者以上の自主結成（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「2 共通の参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、町がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、町がやむを得ないと認める場合は、資格要件を各応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

2 共通の参加資格要件

(1) 単独事業者及びグループの代表者

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- エ 上島町暴力団排除条例（平成 23 年上島町条例第 24 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
なお、グループで申し込む場合は構成員全てを対象とする。
- オ 公告日において、令和 8 年度の上島町入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- カ 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 建設業法の規定による電気工事業または管工事業の特定建設業許可を有する者。
- ク 建設業法の規定に基づき当該対象工事の監理技術者を現場において専任で配置できること。

(2) グループの代表者以外の構成員

- ア 上記のアからカの要件を満たすこと。
- イ 公告日において、令和 8 年度の上島町入札参加資格者名簿に一級建築士事務所での登録が 1 社以上いること。

第4 応募の手続き

1 公募の方法

(1) 実施要領等の公表

- ア 公表日時：令和 8 年 5 月 1 日（金）
- イ 公表方法：町のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。

(2) 参加表明に関する質問

参加表明に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「参加表明に関する質問書」（様式 2-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
- イ 提出期限：令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時必着のこと。
- ウ 回答：令和 8 年 5 月 13 日（水）までにホームページで公表する。

(3) 実施要領等への質問

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「実施要領等に関する質問書」（様式 2-2）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
- イ 提出期限：令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 5 時必着のこと。
- ウ 回答：令和 8 年 5 月 18 日（月）までにホームページで公表する。

2 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類を含む。）とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：様式集に定める様式3-1から様式3-5に必要事項を記入の上、正本1部、副本1部を用意し、持参により提出すること。
- イ 提出期限：令和8年5月14日（木）午後5時までとする。
- ウ 審査結果：参加資格の審査結果は、令和8年5月19日（火）に、メールにより通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、令和8年6月8日（月）を予定している。開催時間、場所などの詳細については、別途通知する。参加資格の審査結果が不合格となった場合の理由等に関する質問等は一切回答しない。

(2) 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：様式集に定める様式4-1から様式4-12（正本1部、副本5部）を用意し、持参により提出すること。ただし、副本5部については、様式4-1及び様式4-2に所在地、商号又は名称、代表者名を記載しないこと。なお、様式4-3から様式4-12は、AdobePDF形式による電子ファイルにおいても提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。
- イ 提出日時：令和8年6月3日（水）午後5時までとする。

(3) 提出書類

応募者が作成・提出する応募者数は「別表2-提出書類リスト」のとおりとする。

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (ア) 応募資格がない者による応募
- (イ) 代表事業者以外の者による応募
- (ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

- (工) 記名押印のない提案書による応募
- (オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- (カ) 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- (キ) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取り扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他町が必要と認めるときには、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 町の提示資料の取り扱い

町が提示する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

第5 選定事業者の決定と契約

1 選定事業者の決定

(1) 評価体制

町は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、審査委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」参照

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年6月11日(木)頃に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する（電話等による問い合わせは不可とする。）。

(3) その他

ア 町は、応募者が故意に審査委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 町は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本町に損害が生じた場合は、その費用

を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を選定事業者として決定する。

2 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

町は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にし、議会の議決を受けた上で、当該事業者と契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結

契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(3) 契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

第6 その他

1 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、町と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備等が短期間に導入されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに町及び選定事業者による分担の考え方は、「別表3－主要リスク分担表」のとおりとする。

2 その他必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

採用された企画提案書は、「上島町情報公開条例（平成16年上島町条例第10号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

3 町の担当窓口及び書類等提出先

本事業に関する町の担当窓口また書類等の提出先は、以下のとおりとする。

上島町教育委員会学校教育課
〒794-2520
愛媛県越智郡上島町弓削佐島 583 番地
電話：0897-77-2207 / F A X：0897-77-3207
E-mail：gakko-kyoiku@town.kamijima.ehime.jp

【別表1】対象施設の情報

No.	学校名	延床面積 (㎡) 天井施工 (㎡)	構造	耐用年数 耐震状況	熱源方式 断熱方式
1	弓削小学校屋内運動場	(延床面積) 1058.22	RC	70年 新耐震基準	GHP
		(天井施工) 946			屋根の遮熱シート

【別表2】提出書類リスト

1	図面閲覧確認	様式
	図面閲覧申請書	1-1
2	質問書	
	参加表明に関する質問書	2-1
	実施要領等に関する質問書	2-2
3	応募資格の適格審査	
	参加表明書	3-1
	委任状	3-2
	参加資格確認申請書兼誓約書	3-3
	参加事業者構成表	3-4
	構成員の変更申請書兼誓約書	3-5
	町税（町内業者のみ）、消費税及び地方消費税の納税証明書	
4	提案書	
	事業提案書類提出届兼誓約書	4-1
	提案価格書	4-2
	事業実施提案書1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	4-3
	事業実施提案書2 「設計及び施工のスケジュール等の実施可能性」	4-4
	事業実施提案書3 「地域経済への貢献」	4-5
	事業実施提案書4 「空調設備等の性能、機能」	4-6
	事業実施提案書5 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4-7
	事業実施提案書6 「維持管理に関する配慮」	4-8
	事業実施提案書7 「環境負荷軽減への配慮」	4-9
	事業実施提案書8 「災害時の避難所としての特徴」	4-10
	事業実施提案書9 「学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と学校運営への配慮」	4-11
	事業実施提案書10 「その他の提案」	4-12

【別表3】主要リスク分担表

○：主たるリスク負担者 △：従たるリスク負担者

リスクの種類		No.	内 容	負担者		
				町	事業者	
実施要綱等		1	実施要綱等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○		
制度関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1		
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○		
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○	
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○		
	許認可等	7	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延	○		
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	
	政策変更	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2		
	社会	住民対応	10	空調設備等の設置及び事業方針に関する住民反対運	○	
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○	
環境		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、周期、有害物質の排出など）に関する対応		○	
		第三者賠償	13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
			14	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備等の損害によるもの	○ ※3	△ ※3		
経済	資金調達	16	事業に必要な資金の確保		○	
	物価変動	17	設計・設置段階の物価変更 (空調設備等も整備費に関するもの)	△ ※4	△ ※4	

リスクの種類	No.	内 容	負担者	
			町	事業者
測量・調査	18	町が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
	19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合（例えば、事前に確認できている雨漏りに関する免責）	○	
計 画	設計	21 事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	22 町の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工 事	工事費増加	23 事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24 町の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	25 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		26 町の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理	27 工事監理の不備により、工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○	
要求性能	28 工事完了後、町が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○	
技術進捗	29 計画・設置段階における技術進捗に伴い、空調設備等の内容に変更が必要となる場合		○	

【注釈】

※1 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様に変更となった場合などについては、基本的に町が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。

※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は町が負担する。

※3 不可抗力事由により、町に追加費用その他損害が発生した場合、町は事業者に損害賠償を行わない。事業者に追加費用その他損害が発生した場合あるいは第三者に損害が発生し、町又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては町の負担とする。より詳細な負担方法については、契約書（案）において示す。

※4 設計・設置段階での急激な物価変動においては、町と事業者の協議により決定する。